

芦屋 PTOTST 連絡会 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会を芦屋 PTOTST 連絡会と称する

(目的)

第 2 条 本会の会員は、芦屋市内や他市の地域リハビリテーションにおける取り組みを学び、他職種と連携しながら地域への協力体制を作っていくこと、また会員相互に情報共有・交換ができることを目的とする。

第 3 条 本会の会員の中で一定の研修を修了した会員は、芦屋市の地域リハビリテーション活動支援事業における行政からの派遣依頼を、阪神南圏域リハビリテーション支援センターと連携して、派遣対応していくことを目的とする。

(事務局)

第 4 条 本会の事務局は役員がいる施設に置く

第 2 章 会員

(会員)

第 5 条 本会の会員はリハビリテーション専門職種、または地域支援に興味のあるもの。芦屋市内に限らずとする。

(入会および退会)

第 6 条 会員は入会の手続き（メーリングリストの登録）を持って入会とする。メーリングリストの解除を持って退会とする。

第 3 章 事業

(事業)

第 7 条 本会は、研修会・勉強会などの学術的活動と啓蒙活動に必要とする情報の収集と開示を事業として行う。

第 8 条 本会は、芦屋市の地域リハビリテーション活動支援事業における行政からの派遣依頼を、阪神南圏域リハビリテーション支援センターと連携して、派遣対応していくことを目的とする。

第4章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く

代表 1名 会員の中より1名選出され、本会を代表する

副代表 1名 会員の中より1名選出され、代表の不在時などに本会を代表する

世話人 2名以上 本会会員より委嘱する

(役員を選任)

第10条 本会の役員を選任は次の方法による。

役員協議(運営会議)により決定する。

(役員任期)

第11条 本会の役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第6章 会議

第12条 連絡会は2ヶ月に1回で開催する。

第13条 運営会議は代表が必要に応じて招集する。

第14条 会議の議事録を作成し、これを保存するものとする。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第15条 この会則の変更は役員同意を得なければならない。

第8章 附則

第16条 この会則は2021年1月1日より施行する。

以上